

被災者健康支援連絡協議会の設置について

1. 趣旨 及び 取組

- (1) 東日本大震災の被災者の健康を支援するため、医療・介護関係団体からなる被災者健康支援連絡協議会（以下、協議会）を設ける。
- (2) 協議会は、政府の被災者生活支援特別対策本部の下に設置し、本部からの協力要請を受け、次の取組を行う。
 - ① 被災現地の医療ニーズに対応し、医療チームの中長期的な派遣を確保する。
 - ② その他、避難所をはじめ被災現地の健康確保上のニーズを把握するとともに、感染症対策など被災者の健康確保に必要な取組を行う。
- (3) 協議会と厚生労働省、及び関係省庁は、協議会が（2）の取組を行うに当たり、緊密に協力調整を図る。

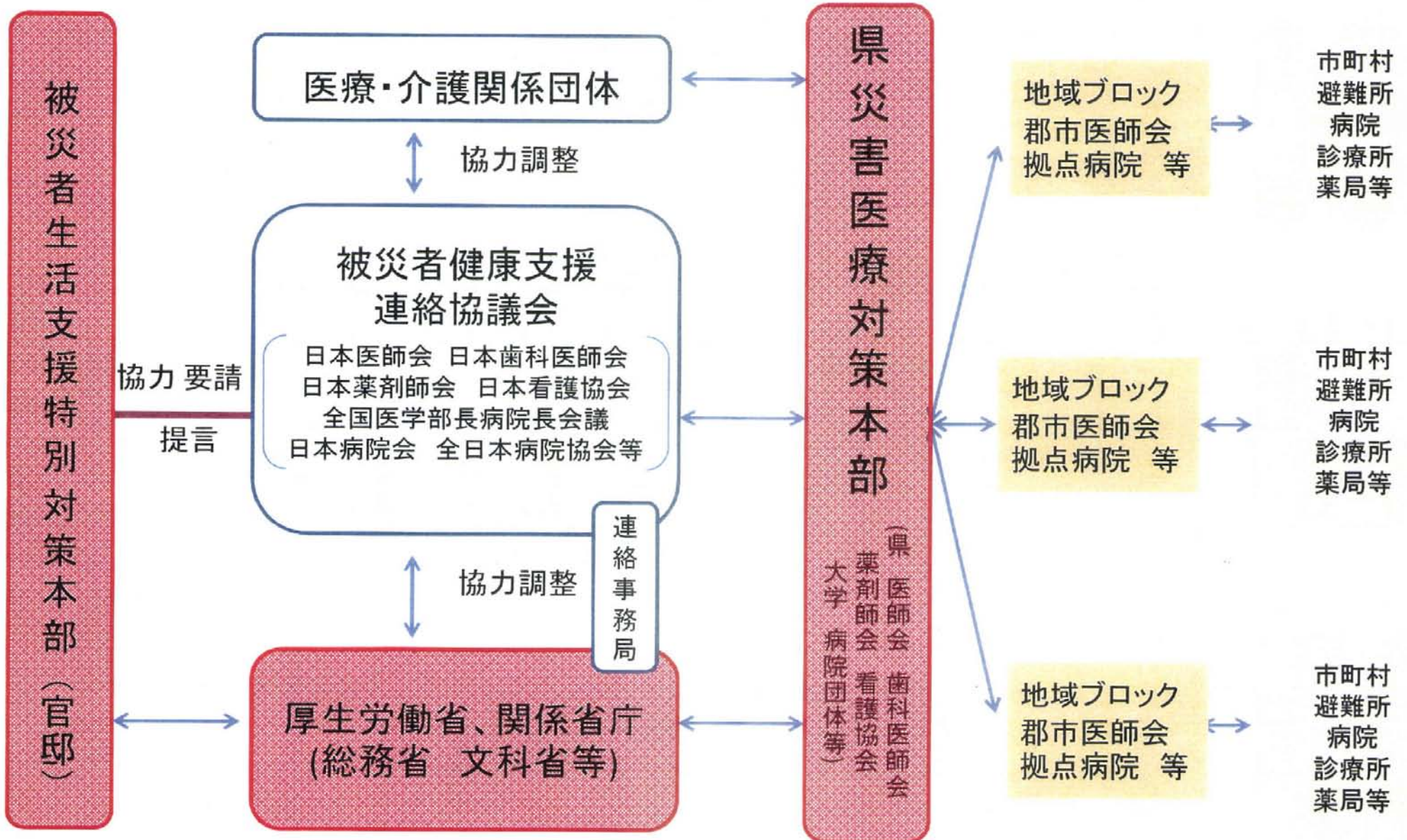
2. 構成

- (1) 協議会を構成する団体及びメンバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 協議会に顧問（オブザーバー）を置くことができる。

3. 連絡事務局

- (1) 1.（2）の取組に係る連絡等の事務を処理するため、協議会に連絡事務局を置く。
- (2) 事務局の庶務は厚生労働省が関係省庁の協力を得て実質的に行う。

連携イメージ



平成 23 年 4 月 22 日

被災者健康支援連絡協議会 殿

被災者生活支援特別対策本部

本部長	松本龍
本部長代理	片山善博
本部長代理	仙谷由人
事務局長	平野達男

東日本大震災の被災者の方々の健康支援について（協力要請）

今回の東日本大震災は未曾有の大災害であり、避難生活が長期にわたると見込まれることから、被災者の方々の生活を継続して支援していくことが極めて重要な課題となっています。とりわけ、被災者の方々の健康の確保は、重要な柱の一つであり、関係団体の方々の緊密な連携による取組が欠かせません。

このため、貴協議会におかれましては、関係団体と協力調整し、次の取組を行っていただきますよう、御協力方、要請いたします。

- ① 被災現地の医療ニーズに対応し、医療チームの中長期的な派遣を確保すること。
- ② その他、避難所をはじめ被災現地の健康確保上のニーズを把握するとともに、感染症対策など被災者の方々の健康確保に必要な取組を行うこと。